

航空法に基づく農薬の空中散布等に関する許可・承認手続規程

平成28年7月7日28農航発第305号
令和元年9月5日 元農航発第561号
改正 令和2年9月30日2農航発第385号

第1 趣旨

この規程は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（令和元年7月26日付け国空安企第98号、国空航第794号、国空機第494号国土交通省航空局長通知）」及び「空中散布を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱について（令和元年7月30日付け国空航第793号、国空機第495号、元消安第1387号国土交通省航空局長、農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、（一社）農林水産航空協会（以下「協会」という。）が航空法第132条第2項第2号又は第132条の2第2項第2号に基づく国土交通大臣の許可又は承認について、適切かつ円滑な許可・承認の申請手続を行うとともに、迅速な許可・承認を得ることに資することを目的とする。

第2 防除実施者の代行申請

防除実施者の代行許可・承認手続を円滑に行うためには、産業用無人ヘリコプターの登録・定期点検を行っている認定整備事業所の協力が不可欠であるため、以下の手続によることとする。

1 防除実施者への連絡

(1) 協会から認定整備事業所への依頼

協会は、毎年9月を目途に、各認定整備事業所に、防除実施者（過去1年間に当該認定整備事業所で機体の新規登録を行った者及び定期点検受検者）が2の(1)及び(2)の書類を作成し、整備事業所を通じて協会に提出するよう依頼する。

(2) 認定整備事業所から実施主体への依頼

(1)の依頼を受けた各認定整備事業所は、防除実施者に様式1及び様式2を送付するとともに、2の(1)及び(2)に基づき代行申請依頼書及び防除等実施計画を作成するよう連絡する。

2 防除実施者による申請書類の作成と認定整備事業所への送付

(1) 代行申請依頼書の作成

防除実施者は、認定整備事業所からの連絡を受け、代行申請依頼書（様式1）に必要事項を記入・押印する。

(2) 防除等実施計画の作成

防除実施者は、防除等実施計画（様式2）に、以下の事項を記入する。

- ① 防除実施者名
- ② 所属するオペレーターの氏名及び技能認定証番号（防除実施者から操縦を請

け負う予定のオペレーターを含む)

但し、オペレーターが多数である場合は、一覧表を別様に作成し、この欄にはその旨を記載する。

- ③ 翌年3月から翌々年2月に使用する予定の全ての無人ヘリコプターの機体登録記号(下4桁)

但し、機体が多数である場合は、一覧表を別様に作成し、この欄にはその旨を記載する。

- ④ 翌年3月から翌々年2月に防除等を実施する予定の市町村の一覧(該当市町村名の欄に記載。)

- ⑤ 翌年3月から翌々年2月に防除等を実施する予定の期間(実施予定月日の欄に記載)

(3) 認定整備事業所への送付

防除実施者は、(1)及び(2)により作成した書類を、毎年11月30日までに認定整備事業所に提出する。

なお、(2)については、電磁的記録として作成し、電子メールその他の電磁的媒体により送付することも差し支えないものとする。

3 認定整備事業所による取りまとめと協会への送付

(1) 代行申請依頼者の確認

2の(3)による返送を受けた認定整備事業所は、1の(2)により送付した防除実施者から代行申請依頼書及び防除等実施計画が提出されたことを確認する。

(2) 防除等実施計画の取りまとめと協会への送付

認定整備事業所は、送付された代行申請依頼書を保管するとともに防除等実施計画を取りまとめ、1の(1)により依頼を受けた日から12月31日の間に協会に届くよう送付する。

4 協会での取りまとめと代行申請

(1) 防除等実施計画の確認

協会は、各認定整備事業所から送付された防除等実施計画の内容を確認する。

(2) 防除等実施計画の取りまとめと国土交通大臣への代行申請

協会は、(1)の確認の後、提出された防除等実施計画を取りまとめた上で代行許可・承認申請書を作成し、毎年1月31日までに国土交通大臣に申請する。

5 許可・承認後の許可・承認書の写しの送付と操縦時の携行

- (1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく認定整備事業所に送付する。

- (2) (1)の送付を受けた認定整備事業所は、遅滞なく防除実施者にその写しを送付し、防除実施者は、様式2に記載したオペレーター全員にその写しを配付する。

- (3) (2)の写しの配付を受けたオペレーターは、農薬の空中散布等に当たっては、

写しを必ず携行する。携行に当たり、許可・承認書の「無人航空機を飛行させる者」の欄が別様となっている場合は、許可・承認書と当該オペレーターが記載されているページのみを写しを携行する。

また、当該写しは電磁媒体に保存したものでも差し支えない。

第3 指定教習施設の代行申請

(1) 指定教習施設における申請書類の作成と協会への送付

各指定教習施設は、毎年10月31日までに、(2)及び(3)により、当年12月10日から1年間の教習に関する代行申請依頼書及び教習実施計画を作成し、協会に提出する。

(2) 代行申請依頼書の作成

各指定教習施設は、代行申請依頼書(様式3)に必要事項を記入・押印する。

(3) 教習実施計画の作成

各指定教習施設は教習実施計画(様式4)に以下の事項を記入する。

- ① 指定教習施設の名称及び住所、管理責任者氏名
- ② 実技教官の氏名と技能認定証番号
- ③ 入所者氏名(12月10日現在入所者(予定者を含む))
- ④ 実技教習使用無人ヘリコプターの製造者名、名称、重量及び機体登録記号
- ⑤ 実技教習飛行場所(住所又は地図の添付)

2 協会での取りまとめと代行申請

(1) 協会は、各指定教習施設から送付された教習実施計画に記載された内容を確認する。

(2) 協会は、(1)の内容確認の後、教習実施計画を取りまとめて許可・承認代行申請書を作成し、毎年11月20日までに国土交通大臣に申請する。

3 許可・承認書の写しの送付等

(1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく指定教習施設に送付する。

(2) (1)の送付を受けた指定教習施設は、許可・承認の期間中その写しを保管する。

第4 認定整備事業所の代行申請

1 認定整備事業所における申請書類の作成と協会への送付

(1) 協会への送付

各認定整備事業所は、毎年10月31日までに(2)及び(3)により、当年12月10日から1年間の整備に関する代行申請依頼書及び整備計画を作成し、協会に提出する。

(2) 代行申請依頼書の作成

各認定整備事業所は、代行申請依頼書(様式5)に必要事項を記入・押印する。

(3) 整備計画の作成

各認定整備事業所は整備計画（様式6）に以下の事項を記入する。

- ① 認定整備事業所の名称及び住所、代表者氏名
- ② 試験飛行を行うオペレーター（認定整備士）の氏名と技能認定証番号
- ③ 整備する無人ヘリコプターの製造者名、名称及び重量
- ④ 飛行場所（住所又は地図の添付）

2 協会での取りまとめと代行申請

- (1) 協会は、各認定整備事業所から送付された整備計画の内容を確認する。
- (2) 協会は、(1)の内容確認の後、整備計画を取りまとめて許可・承認代行申請書を作成し、毎年11月20日までに国土交通大臣に申請する。

3 許可・承認書の写しの送付等

- (1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく認定整備事業所に送付する。
- (2) (1)の送付を受けた認定整備事業所は、許可・承認の期間中その写しを保管する。

第5 変更許可・承認代行申請

- (1) 指定教習施設は、新規受講生が入所した折、様式7に入所者名を記入し、変更許可・承認代行申請を協会に依頼する。
- (2) 協会は、(1)の変更内容を確認の後、各指定教習施設から提出された(1)の変更申請を取りまとめ、原則毎月月末に、国土交通大臣に許可・承認内容の変更の代行申請書を提出する。
- (3) 協会は、(2)の変更に関する許可・承認書を交付された場合は、遅滞なく、(1)の申請者に許可・承認書の写しを送付する。
- (4) 指定教習施設の管理責任者は、許可・承認の期間中当該写しを保管する。
- (5) (1)以外の指定教習施設、認定整備事業所、一般防除等における防除等実施計画の内容に変更があった場合においては、変更の申請は不要。

第6 新規指定教習施設、新規認定整備事業所の代行申請

1 新規施設に関する申請書類の作成

(1) 代行申請依頼書の作成と協会への送付

新たに教習施設として指定を受け、または整備事業所として認定を受けようとする場合は、教習施設の指定申請または整備事業所の認定申請と合わせ、第3の1または第4の1に準じて代行申請依頼書と、教習実施計画または整備計画を作成し、協会に提出する。

ただし、教習または整備期間は、許可・承認を受けた日を起点として1年間を超えない年の12月9日までとする。

2 協会の代行申請

- (1) 協会は、1により提出された教習実施計画または整備計画の内容を確認する。
- (2) 協会は、(1)の内容確認の後、遅滞なく許可・承認代行申請書を作成し、国土交通大臣に提出する。

3 許可・承認書の写しの送付等

- (1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく指定教習施設または認定整備事業所に送付する。
- (2) (1)の送付を受けた指定教習施設または認定整備事業所は、許可・承認の期間中その写しを保管する。

第7 登録機体、技能認定オペレーターリストの作成と国交省への提出

- (1) 協会は、毎月、前月末時点の登録機体及び技能認定リストを様式8及び様式9により作成し、月末に国土交通省に提出する。

(様式 1)

令和 年 月 日

(一社) 農林水産航空協会
会 長 殿

住 所
防除実施者名

印

代行申請依頼書

航空法第 132 条第 2 項第 2 号又は第 132 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行を依頼します。

(様式2)

防除等実施計画

実施主体名		操縦者名		機 体 確認の記 号	該 当 市町村名	実 施 予定月日
防 除 委託者名	防 除 実施者名	氏 名	技 能 認証の番号			
(例) JA〇〇	散布へり 株式会社	散布太郎	2015-1111	1234	〇〇市 △△町	5~8月

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。
- (2) 機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。

(様式3)

令和 年 月 日

(一社) 農林水産航空協会
会 長 殿

住所
指定教習施設名
管理責任者氏名

印

代行申請依頼書

航空法第132条第2項第2号又は第132条の2第2項第2号に基づく国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行を依頼します。

(様式4)

教習実施計画

指定教習施設			実技教官		入所者氏名	実技教習機体				実技教習飛行場 所(注4,5)	
名称(注1)	管理責任者名	住所	氏名	技 能 認 証 の 番 号 (注2)		製造者名	名称	重量 (kg)	機体確認 の記号 (注3)		

(注1):分校についても上記様式により、本校と同様に記載してください。

(注2):技能認証の番号には、一般社団法人農林水産航空協会が発行する「産業用無人ヘリコプターオペレーター指導教官証」の認定証番号を記載してください。

(注3):機体確認の記号には、一般社団法人農林水産航空協会が発行する「産業用無人ヘリコプター登録証明書」の登録記号(例:JRC01234)の下4桁の番号(例:1234)を記載してください。

(注4):実技教習飛行場の地番が特定できない場合は地図を添付してください。

(注5):実技教習飛行場所が複数ある場合はすべて記載してください。

(様式5)

令和 年 月 日

(一社) 農林水産航空協会
会 長 殿

住所
認定整備事業所名
代表者氏名

印

代行申請依頼書

航空法第132条第2項第2号又は第132条の2第2項第2号に基づく国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行を依頼します。

(様式6)

整備計画

認定整備事業所			オペレーター名(認定整備士)			整備する無人ヘリコプター			飛行場所(注2)
名称	代表者氏名	住所	氏名	技能 認証の番号 (注1)	製造者名	名称	重量 (kg)		

(注1):技能認証の番号には、一般社団法人農林水産航空協会が発行する「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認証証」の認定証番号を記載してください。

(注2):飛行場所の地番が特定できない場合は地図を添付してください。

(様式7)

令和 年 月 日

(一社) 農林水産航空協会
会 長 殿

住所
指定教習施設名

管理責任者 氏名

変更代行申請依頼書

航空法第132条第2項第2号又は第132条の2第2項第2号に基づく国土交通大臣の許可又は承認の内容を下表の通り変更したいので、その代行を依頼します。

前 回 の 入 所 者 等	変 更 後 (注1)

(注1) :新規入所者を含む申請時の入所者名を記載ください。また、実技教官・機体・実技場所の変更がある場合は、記載してください。

(様式8)

無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認に係る無人航空機を飛行させる者の一覧

番号	技能認証の番号	飛行させる者	住所	技能認証有効期限
1	例:1234-5678	例:航空 太郎	○県○市○町○番	20●●/●●/●●
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

∫

.....				
11898				
11899				

(様式9)

無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認に係る無人航空機の一覧

番号	機体確認の記号	機種名
1	例:1234	例:FAZER
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

↳

....		
2724		
2725		